

ID 管理の実現方策についての検討

2025 年 3 月 31 日

教育データの利活用推進事業 ～教育データの標準化推進～

教育データ標準に関する連絡協議会

1. はじめに

- デジタル行財政改革取りまとめ 2024（2024 年（令和 6 年）6 月 18 日デジタル行財政改革会議決定）において、「自治体内における年次更新をはじめとした校務を効率的に実施し、転校・進学時に必要な指導要録、健康診断票、学習履歴等の提供を円滑にするため、自治体間連携のためのデータ連携基盤や、アーキテクチャ・ID 管理の実現方策を検討する。」と記載されたことを踏まえ、ID の在り方について、検討することとなった。
- 検討に先立ち、「ID」が多義的な意味合いを含んだ言葉であることから、今回の検討における ID を用途の視点から定義すると、複数システムにおいて登録されている児童生徒の名簿情報それぞれを同一のものと特定し、一元的に管理するために必要なものと想定することとする。
- さらに、同取りまとめにおける記載が、「年次更新をはじめとした校務を効率的に実施」することや「転校・進学時に必要な指導要録、健康診断票、学習履歴等の提供を円滑」にすることを目的としていることから、今回の検討における ID の主な射程は、自治体内又は同一・異種の学校間でのデータのやり取りが頻繁に生じる義務教育分野における行政利用目的を想定することとする。
- 特に、年次更新については、複数システムそれぞれにおいて児童生徒に関する名簿情報を持っており、年度当初に当該名簿情報をシステムごとに更新することが必要となると、その作業が膨大な量となったり、その作業の遅れから年度当初から必要なシステムを活用できなかつたりという状況が生じると言われている。教育委員会によっては、こうした ICT 環境の維持・整備を担う人材について十分に配置されていないこともあり得、そうした状況も相俟って、年次更新に関する課題は、深刻であると指摘されている。
- 教育データ標準に関する連絡協議会（以下「本協議会」という。）は、ID 管理の実現方策について先進的な取組を行っている自治体の有識者を中心に組成し、全 3 回の会議をとおして、ID 管理方策に関する現状や必要性、自治体内で実践されている先進的な事例やそこから把握される課題、今後の在り方などについて意見交換を実施した。また、あわせて、民間企業において多様なサービスが提供されていることから、関連する事業者やそれらの動きに詳しい学識者等にも調査及びヒアリング等を実施し、別にまとめているところである。
- 今後の ID の管理方策を検討するに際しては、現状や教育委員会や学校で生じている課題、「誰が何のためにデータを連携するか」という必要性や目的によって、手段たる ID の設計等は異なるものとなることを踏まえる必要がある。本協議会においても、これらを念頭に置いて検討を進めることとした。なお、ID、ID に紐づけられた名簿情報、ID から取得できるデータはそれぞれ別のものであり、本協議会における検討は ID が主なものではあるが、相互に関係しあうものであることから名簿情報やデータの在り方等についてもその範囲で併せて検討を行うこととした。

2. ID 管理の必要性

- ID 管理の状況を前提に、ID の機能に着目して必要性を整理すると、以下のとおりであった。

- 個人をある域¹の中で一意に特定²する
 - 個人を認証し、SSO（シングル・サイン・オン）を実現する
 - システム間の名簿情報の連携を円滑にする
 - 各種データを連携し、一元的な管理を可能にする
- また、ID の機能及びその ID を管理するに際して必要な視点として、ID 同士の「連携」も必要となる。例えば、いくら基礎自治体内で一意の ID を活用しようと企図したとしても、学習系、校務系の様々なシステムやアプリ、サービス等がそれぞれ独自の ID を振り出してしまっている現状の問題を解決することはできない³。基軸となる ID を設定し、そこに他の ID を「連携」させていくことで、一人の児童生徒に対して複数生じてしまっている ID をまず個人として統合して管理するという視点も必要となる。このように ID 同士を連携することで「個人をある域の中で一意に特定する」という方法も含むものとして想定する。
- こうした ID の機能による効果としては、以下のものが想定される。ただし、この効果をどの範囲で得るか等の視点も加味すると、ID において一意に特定される範囲（域）という論点が生じる。この点は、「5. 今後の ID 管理方策についての検討」において記載することとする。
- 児童生徒及び教職員が日常的に複数のシステムを利用する際の工数や負担を軽減する
 - 教育委員会事務局職員や教職員が行う、システムの年次更新を始めとした校務の作業負担を軽減する
 - 教職員が行う児童生徒への指導や支援の質を向上させる
 - 児童生徒が自らの学びをデータで振り返ることができるようにする

3. 現状の ID 管理方策についての整理

- ID 管理の必要性の視点から、特に「個人をある域の中で一意に特定する」機能に着目して複数の先進的な自治体等や事業者等にヒアリングをしたところ、この機能の要請の一番強い基礎自治体を 1 つの区域とした ID 管理方策について多様な例があることが分かった。
- この点、「個人をある域の中で一意に特定する」ことを実現するために、新しく ID を振り出す方法⁴も考えられるが、既実践されている管理方策には、既存の ID を活用する事例がみられた。

¹ 「ある域」については、学級、学年、学校、基礎自治体、都道府県、全国などそれぞれの区域の中において当該児童生徒を一意に特定することをいう。空間的な拡がりとともに、それが時間的に変遷していくことも含んだ意味として想定することもある。

² 「特定」については、「はじめに」で記載したような、例えば A アプリにおけるα、B アプリにおけるβなど複数システムにおいて登録されているαとβというそれぞれの名簿情報が同一の児童生徒のものであるとして判定することをいう。

³ 全国一意の ID がいないからこそ、学習系、校務系の様々なシステムやアプリ、サービス等がそれぞれ独自の ID を振り出してしまいう現状が生じるのではないかという指摘もあった。この点、全国一意の ID があつたとしても、学習系、校務系の様々なシステムやアプリ、サービス等がそれぞれの仕様に基づきそれぞれシステムを構築しており、当該システムやアプリ、サービス等内におけるアカウント管理に際してその全国一意の ID を使うことを強制することはできないため、いずれにしても、ID 同士の「連携」という視点は必要となる。

⁴ 新たにオリジナル ID を振り出す場合としては、校務支援システムに入力された名簿情報をもとに ID を振り出すなどの方法がある。この点、例えば、校務支援システムと連携している ID 連携システムに ID 振り出しに必要な情報を自動連携し、ID 連携システムにおいて ID を振り出す、その ID を基軸に、他のシステムにおいて個別に生じる ID との結び付けを行う、ID を振り出す作業及びその後の管理作業を業務委託するなどの方法でさらに効率化することも考えられる。

○ 既存の ID を活用する場合⁵としてありうる主なものとしては3つ（UUID⁶、宛名番号、ログイン ID）に大きく類型化できることが確認できた。なお、これらの既存の ID のうちの ID を「個人をある域の中で一意に特定する」ために用いることが適当かについては、「個人をある域の中で一意に特定する」機能に加えて、上述で整理したようなその他の機能や効果として具体的に何を望むか、どのようなことをどのような範囲（域）で実現したいかも大いに影響するため、今後取組を始める自治体においては、まず、何を望むか、どのようなことを実現したいかなどユースケースを具体的に想定した上での検討が不可欠である。

（1）UUID を活用する場合

① フローの例

- ・ 校務支援システム若しくは学習 e ポータルにおいて、一定のルールに従って生成されている UUID⁷を校務支援システム若しくは学習 e ポータルにおいて管理する。なお、学習 e ポータルで生成した UUID を校務支援システムに書き戻す方法についてもルールが定められている⁸。
- ・ 校務支援システム若しくは学習 e ポータルにおいて名簿情報とともに管理する。
- ・ UUID を基軸に、他のシステムにおいて個別に生じている ID との結び付けを行う。

② メリット（想定されるユースケースのうち、対応できるものを含む）

- ・ 校務支援システム若しくは学習 e ポータルいずれで生成された UUID についても、双方で活用可能性がある。
- ・ 名簿情報を管理する源流に近い校務支援システム若しくは学習 e ポータルで生成することになるため、例えば、名簿情報の更新に伴う紐づけの手間も少なくできる可能性がある。
- ・ 学習 e ポータルでは、UUID も含めたアカウント情報の出力が可能であり、また、転校・進学の場合、UUID そのものを出力して持ち運ぶことで、引き続きの利用の可能性も模索し得る。

⁵ マイナンバーについては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号利用法」という。）において、利用できる行政機関等と事務を規定しており、その範囲において利用することが可能とされている。そのため、現状、本検討の射程としている場面において既存の ID として活用されていることはなく、また、今後活用する場合には法改正が必要となる。

⁶ 校務支援システム若しくは学習 e ポータルにおいて、一定のルールに従って生成されているもの、いずれも意味することとする。

⁷ 「学習 e ポータル標準モデル ver4.0」（今後、更新可能性がある。以下同じ。）においては、UUID について資料 2 において生成方法を記載するとともに、「userMasterIdentifier には、連携するシステム間でのユーザー特定のために、校務支援システム上で各ユーザーに割り当てられた識別子を用いる。この識別子は、以下の方法で生成されたいずれかを用いる。

① 自校務支援システムにて生成された UUID

② 学習 e ポータルにて生成され、自校務支援システムに登録された UUID

③ 他校務支援システムによって生成され、自校務支援システムに登録された UUID

原則としては①を使用する。ただし、②または③が存在する場合にはそちらを優先して使用する。（略）

UUID の生成は version4 に従い、満たすべき乱数の品質や各プログラミング言語における UUID version4 の生成方法の具体例は資料 2：UUID の生成 を参照すること。なお、これにより実装される UUID の生成に関する機能は、上記目的以外にも、例えば OneRoster の各 CSV ファイルにおける SourcedId 等に使用しても構わない。」と記載されている。

⁸ 「学習 e ポータル標準モデル ver4.0」においては、「学習 e ポータルから校務支援システムに対する UUID の書き戻し」として、「すでに学習 e ポータルが導入されている学校において校務支援システムと学習 e ポータル間の連携を行うには、学習 e ポータル上にすでにあるユーザー識別のための UUID を書き換える必要があるが、学習ツール等に対する影響を考慮すると、この書き換えは行わない方がよい。代わりに、学習 e ポータルで生成された UUID を校務支援システムへ書き戻すことで連携を可能にすることもできる。この書き戻しには校務支援システム上の名簿情報と学習 e ポータル上の名簿情報の突合作業を必要とするため、学習 e ポータル事業者は UUID、ユーザー名、所属学校、学年、所属クラス、出席番号の情報を含む名簿を出力できることが望ましい。」と記載されている。

- ・桁数が大きく可読性がないため、直接操作による運用上の人的ミスなどのリスクやセキュリティリスクの軽減が期待できる。
- ③ デメリット（この仕組みを導入するために必要な予算、作業工数などのコストを含む）
 - ・完全に一意とはならない可能性⁹や標準を満たした生成をしているか疑義がある場合がある。
 - ・桁数が大きく可読性がない。
- ④ どのような自治体に推奨する方法か
 - ・校務支援システム若しくは学習 e ポータルを導入している自治体など既存のものを最大限に活用したい自治体であり、UUID を振り出すシステムを名簿情報の管理の主軸として扱うことを想定している自治体に推奨する方法となる。

（２）宛名番号を活用する場合

- ① フローの例
 - ・就学事務システムにおいて宛名番号が管理されている場合など、教育委員会が宛名番号を取得する（前提として、必要な条例整備¹⁰は別途行うことが必要）。
 - ・取得した宛名番号を、名簿情報とともに校務支援システムあるいは自治体の独自システムにおいて管理する（なお、いわゆる学習系システムにおいて宛名番号を使うことまでは想定しておらず、校務支援システムにおいて管理する場合にも教育委員会職員のみアクセス可能な情報とするなど限定的な利用とする方法が想定される）。

⁹ 「学習 e ポータル標準モデル ver4.0」においては、「UUID の重複可能性」として、「UUID は RFC 4122 にて定義される 128bit の空間を持つ ID であり、中央の調停なしに時空を超えた一意性を保証するとされる。しかし、その一意性は各バージョンが期待する前提を満たしている場合のみであることに留意しなければならない。」と記載されている。

¹⁰ 通常、校務支援システムや ID 管理機能を持つシステム等は個人番号を直接保有しておらず、また、そもそも個人番号にアクセスできないシステムであるため、個人番号をその内容に含まない宛名番号等の個人情報を同一執行機関内で授受することについては、条例の制定は不要である（参考 1 に詳述）。ただし、教育委員会において、「地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書」に規定する「住登外者宛名番号管理機能」を実装する場合であって、住登外者宛名番号を教育委員会と学校という同一の執行機関内で庁内連携させる場合は、参考 2 掲載の通知に留意し、条例の制定等、各自自治体において適切に対応いただく必要がある。

（参考 1）市長部局と教育委員会など、同一地方公共団体内の異なる機関間で特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報をいう。）の授受が発生する場合は、当該授受は、特定個人情報の「提供」にあたり、番号利用法第 19 条第 11 号に基づき、当該機関間で特定個人情報を提供する旨の条例を定める必要がある。ただし、個人番号をその内容に含まない宛名番号等の個人情報を授受する場合は、当該情報は基本的には特定個人情報には該当しないと整理される。

教育委員会内で個人番号の保有をしないのであれば、教育委員会と学校との個人情報の授受が個人番号を用いた庁内連携にあたることはないが、もし教育委員会の就学事務システムと学校が持つ校務支援システム等が個人番号を保有できるようなシステムとする場合、就学事務システムから校務支援システムや ID 管理機能を持つシステム等に対して、宛名番号等の個人情報に個人番号も加えて授受することが考えられる。この場合、教育委員会と学校という同一の執行機関内における特定個人情報の授受が発生することとなるため、当該授受は特定個人情報の庁内連携に該当する。

庁内連携する双方の事務が、個人番号をその内容に含まない宛名番号等の個人情報を連携する場合でも、受け取った部署において当該情報が個人番号と紐付く場合には、当該情報は特定個人情報となるため、番号利用法第 9 条第 2 項に基づく条例制定が必要となる。当該個人情報を受け取った部署において個人番号を直接保有しない場合や、アクセス制御等が適正になされている場合など受け取った部署において当該情報が個人番号と紐付かない場合には、当該情報は特定個人情報に該当しないため同項に基づく条例制定は不要となる。

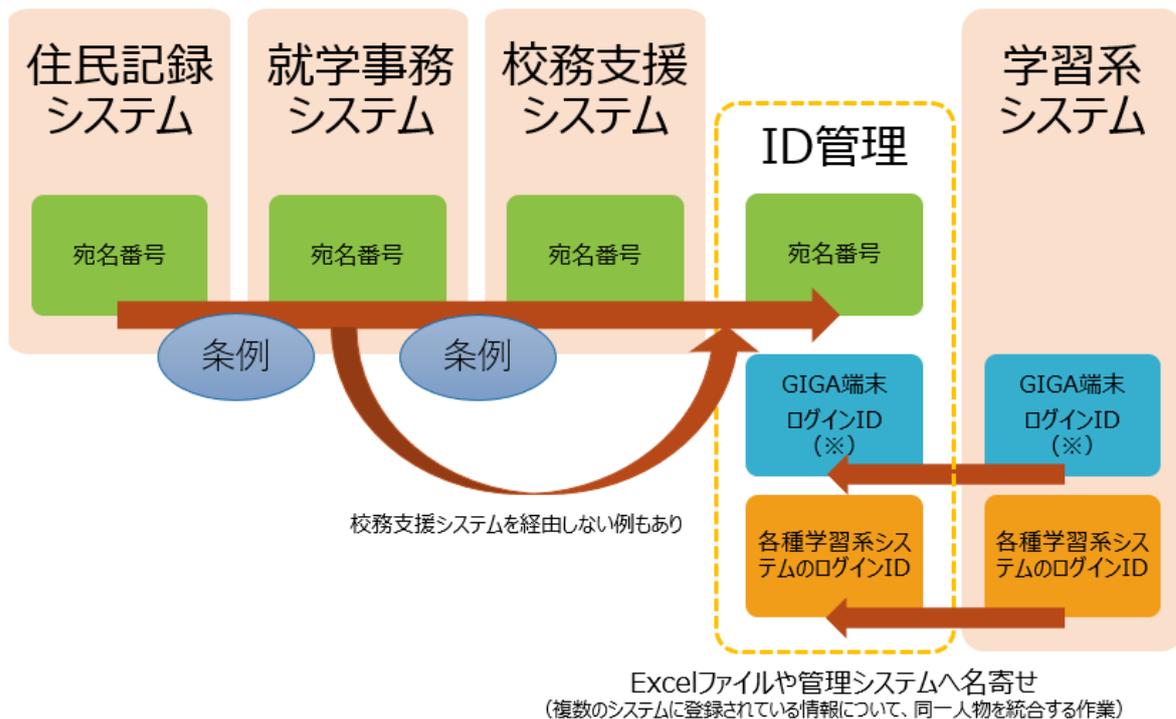
（参考 2）「地方公共団体情報システムの標準化に伴う番号利用法第 9 条第 2 項に規定する条例の整備について」（デ社第 187 号 令和 6 年 4 月 4 日デジタル庁デジタル社会共通機能グループ地方業務システム基盤チーム、ID 認証・マイナンバー担当）

- ・ 宛名番号を基軸に、他の分野や他のシステムにおいて個別に生じている ID との結び付けを行う（下図参照）。
- ② メリット（想定されるユースケースのうち、対応できるものを含む）
- ・ 首長部局が有している、就学前のデータや福祉・保健分野のデータなどとの連携を視野に入れると、基礎自治体内で分野横断的に一意を実現できている既存の宛名番号を活用すると、分野横断的なデータ連携も見据えることが可能となる。
 - ・ 同一自治体内の転校・進学の場合、宛名番号は自治体内で一意であるため、新たな振り出し作業は不要であり、引き続きの利用が可能である。
 - ・ 一度転出した後に再度転入した際は、原則として再度同じ ID を利用できる¹¹。
- ③ デメリット（この仕組みを導入するために必要な予算、作業工数などのコストを含む）
- ・ 宛名番号¹²を活用するために条例整備などが必要となる場合がある。
 - ・ 自治体内で一意の番号であるため、別自治体等の設置する学校への転校・進学の場合、引き続きの利用は困難である。
- ④ どのような自治体に推奨する方法か
- ・ 就学事務システムで宛名番号を管理している自治体であり、既存のものを最大限に活用したい自治体や教育委員会以外が保有する行政データの利活用も含めた意欲や意向が強い自治体に推奨する方法である。

図 宛名番号を基軸に他の分野や他システム等において管理されている ID との結び付けを行う例

¹¹ 「住民記録システム標準仕様書【第 6.0 版】（令和 7 年 1 月 31 日）」によると、実装必須機能として、「再転入者については、当該市区町村が除票として持つその者の転出時の情報を取り込むことができ、適宜修正できること。また、従前使用していた宛名番号をそのまま引き継ぐこと。ただし、特例転入の場合は、住基ネット回線を介して受信した転出証明書情報に含まれる情報を優先して取り込めること。」と記載がある。

¹² なお、住民登録がされていない自治体の学校に就学する児童生徒については、住登外者宛名番号管理機能において「住登外者宛名番号」を管理することとなる。併せて、特別な事情により、住民基本台帳の記載は前住所地のままに、実際は移動先の市町村に住所を有する場合など、「宛名番号」若しくは「住登外者宛名番号」を保有しない児童生徒が生じる可能性もある。



※「GIGA端末ログインID」とは、GIGAスクール端末の活用にあたって各自治体において用意したクラウドサービスにログインするための児童生徒用アカウントのID（M365、Google、Apple ID）をいう。

(3) ログイン ID を活用する場合

① フローの例

- ・ 1人1台端末で利用しているOSの児童生徒ログインID（以下「ログインID」という。）を、名簿情報と紐付けた上で、校務支援システムあるいは自治体の独自システムにおいて管理する。
- ・ ログインIDを基軸に、他のシステムにおいて個別に生じているIDとの結び付けを行う。

② メリット（想定されるユースケースのうち、対応できるものを含む）

- ・ OSのアカウント管理機能¹³により名簿情報の一元的な管理、ひいては年次更新への応用をできる可能性がある。
- ・ ログインIDのドメインを統一する範囲を基礎自治体から拡張することで、当該範囲内での転校・進学の場合に、継続利用が可能となる場合がある。
- ・ 各種学習ツールなどのシステムへのログインIDとしての役割に加え、例えば、個人認証の役割、アカウントの役割、メールアドレスの役割など様々な役割を兼ね備えた活用が可能であり、それらをすべて同じものを使うという効率の良さとともに、データ連携もクラウドで実現可能など様々な役割を1つのログインIDから享受し得る。

¹³ 「第14回教育用コンピュータ等に関するアンケート調査報告書」（令和6年6月一般社団法人日本教育情報化振興会）によると、「小学校の児童用アカウント／中学校の生徒用アカウントは主に何を利用されていますか」（1-2-05、1-2-11）という問いに対して、①「Microsoft アカウント」と回答した自治体は小学校で36.0%、中学校で36.5%、②「Google アカウント」と回答した自治体は小学校で56.7%、中学校で56.0%、③「Apple ID」と回答した自治体は小学校で5.5%、中学校で5.1%、④「その他」と回答した自治体は小学校で1.5%、中学校で1.3%であった。OSの児童生徒ログインIDを活用している場合には、これらの機能を応用できる可能性がある。

- ・ ログイン ID のドメインを統一する範囲について、例えば、都道府県域で設定することで、そうした様々な役割も都道府県域で実現する ID としても活用できるようになる。奈良県においては、市町村立の中学校等から都道府県立の高等学校への入試事務や授業料支払い等に関する事務なども含めて、このログイン ID を応用することが検討されている。さらに、地域の図書館の利用においても、このログイン ID の応用が検討されるなど、学校教育を超えて、様々な場面でのログイン ID、個人認証、アカウント、メールアドレスの役割を模索するなど含めて効果の最大化を図る取組も進められている。
- ③ デメリット（この仕組みを導入するために必要な予算、作業工数などのコストを含む）
- ・ 児童・生徒のログイン ID を含むアカウントについては、現状、教育委員会で一元管理している訳ではない自治体も多い¹⁴。
 - ・ ログイン ID のドメインを統一する範囲を基礎自治体から拡張するなどによるメリットを享受したい場合には、当該域内のドメインを統一するために前提となる事務が必要であり、その区域の範囲が広いほど導入時の設計（どのように広域でログイン ID を設定できるような仕組みにするかに関して、関係するシステム、運用、契約など多方面での設計）に労力がかかる。
 - ・ ログイン ID はその性質上、普段から人目に付きやすく、セキュリティの面で懸念があるとする意見もある。
- ④ どのような自治体に推奨する方法か
- ・ 既存のものを最大限に活用したい自治体であり、ログイン ID が持つ様々な役割を享受したい自治体に推奨する方法となる。

4. 現状を整理した中で把握できた留意すべきこと

（1）ID を「振り出す」に際しての共通の基本的な考え方として留意すべきこと

- ID の振り出しにおいては、「3. 現状の ID 管理方策についての整理」に記載のとおり、オリジナルで新しく振り出す場合とともに、既存にあるものを ID として活用する方法があるが、いずれにしても、ID に紐づけられた正しい名簿情報が必要となる。その名簿情報をどのように入手するか、どのように入手することが適当か、どのように更新するかなどを踏まえて、ID として何を活用するかを検討することが必要となる。
- また、ID に紐づけられた名簿情報については、「個人をある域の中で一意に特定する」機能に立ち返って、名簿情報の在り方（同姓同名の場合や通称名の扱い、海外にルーツを持つ児童生徒の氏名表記の扱いや表記のゆれ、外字等）などにも十分に留意しながら検討して行くことが必要である。

（2）ID を「管理」するに際しての共通の基本的な考え方として留意すべきこと

- どの ID を活用する場合でも、一度名簿情報と紐づけて終わりではなく、名簿情報そのものが変更・更新される場合も含めて「管理」が必要となる。ID は振り出しもさることながら、継続的に管理していくことこそ重要であり、そこに人手若しくはコストが必要となるという視点を忘れてはいけない。これまでこのコストが定量化されていなかったがために、ID を単に振り出せばよいという発想が生まれていたことも否めない。

¹⁴ 「第 14 回教育用コンピュータ等に関するアンケート調査報告書」（令和 6 年 6 月一般社団法人日本教育情報化振興会）によると、「児童・生徒のアカウントは、どのように管理していますか」（1-6-10）という問いに対して、①「教育委員会で一元的に管理している」と回答した自治体は 74.4%、②「学校毎に管理している」と回答した自治体は 23.5%、③「特に管理されていない」と回答した自治体は 0.2%であった。（特に、②「学校毎に管理している」と回答した自治体は、市に比して、町・村での割合が高い）

- 継続的な管理を見据えると、「3. 現状の ID 管理方策についての整理」の方法の中でどのような ID の振り出し及び管理が当該自治体にとって適しているかは、自治体の規模、ID の用途、ID により実現したいこと等によって様々であろう。いずれであったとしても、年次更新など定期的に生じる業務も見据え、ID 管理を一定の事務のまとめりとして業務委託をする、RPA による自動化などの方法による効率化の視点も必要である。
- また、いずれの場合であったとしても、別システムを利用する別自治体等の設置する学校に転校・進学する場合などに、ID そのものを情報として持ち運べる可能性はあるが、例えば、UUID は別システムでは別のものが発行される、宛名番号は別自治体では別のものが発行される、ログイン ID はドメインが統一されていない自治体等においては使えないという問題が生じる他、名簿情報、データの連携については別途、システム開発なども含めた多角的な検討が必要となる。
- 加えて、継続的な ID の管理を見据えた場合には、以下のような検討も併せて行うことが必要となる。
 - ID 管理をいつまで行つか（個別の製品やサービスのアカウントは契約等において利用期限が設定されることが想定されるが、それらを結びつける基軸となる ID について、例えば在籍期間などを超えた管理が必要か、その場合、その費用は誰が持つのか）。
 - アカウント情報の連携をどのように考えるか（個別の製品やサービスのアカウント情報を連携する場合もありうる。そうした場合も想定しながら、それらを結びつける基軸となる ID の在り方についての検討が必要ではないか）。
 - ID 管理により連携されるデータをいつまで保管するか（個別の製品やサービスのアカウントは契約等においてそれにより取得されるデータの利用期限が設定され、ID 管理により連携される製品やサービスにより生じたデータについてもその価値等が変遷していくことが想定される。結び付ける基軸となる ID も、保存年限等が法令等で示されているもの¹⁵はそれに従うとして、それ以外のデータが保管される期間等、そのために必要な費用等を踏まえ、どの程度の時間的な保管を必要とするのか）。
 - ID 管理により連携されるデータを誰が管理するか（学校教育の過程で生じたデータについて個別の製品やサービスとの契約において教育委員会等が管理することとなるのが一般的であろうが、例えば、卒業した児童生徒のデータ（保存年限等が法令等で示されているものはそれに従うとして、それ以外のものの場合を主に想定。）を引き続き教育委員会等が管理することを必要とするのか）。
 - データにアクセスできる者の変遷をどのように考えるか（個別の製品やサービスのアカウントは契約等においてそれにより取得されるデータのアクセス権者が設定され、ID 管理により連携される製品やサービスにより生じたデータに対するアクセス権者であった教師が異動するなど変遷していくことが想定される。結び付ける基軸となる ID により保管されるデータについて、アクセス権者の設定やその変遷等をどう踏まえることが必要か）。

5. 今後の ID 管理方策についての検討

（1）現状を超えて ID の在り方を検討する必要性

- ID 管理の必要性、現状の ID 管理方策、留意すべきことなどを踏まえると、まずは、基礎自治体内におけるこうした管理方策を徹底することが必要であると考えられるが、これに加え、今後、①現状とは別に新たに ID を設定する必要性・目的、具体的なユースケースなどがあるか、②その必要性・目的があるとして、手段として何が適切かについて議論を行ったところ、これらに対する本協議会における意見としては以下のとおりであった。

¹⁵ 例えば、学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）第 28 条第 2 項において、指導要録の保存年限は、指導に関する事項は 5 年、学籍に関する事項は 20 年とされている。

- ・ ID の持つ、「個人をある域の中で一意に特定する」機能に着目すると、その域が広くなればなるほど、できることは増えて行くため、その一意の「域」を基礎自治体からさらに広めていくことで、転校・進学などにおける事務負担等への可能性が広がるのではないか。
- ・ 特に、転校が都道府県を超える場合や中学校等から高等学校への進学などを考えると、「個人をある域の中で一意に特定する」、その「域」の広域化や拡張の必要性は高いのではないか。

(2) 現状の ID 管理方を前提とした、その ID が「連携」していくことへの期待

- たしかに、ID の持つ「個人をある域の中で一意に特定する」機能に着目すると、その域を広げるほど、できることは増えて行くため、その一意の域を広めていくべきという考え方もある。一方で、ID 及びそれに紐づけられた名簿情報及びそこから取得できるデータをより広域で集中管理しようとするに対しては、安全性やコスト等に対する懸念も大きく、基礎自治体内における一意性の担保も難しい現状においては、まずは基礎自治体内における一意性を確実に担保できるよう、ID 管理方を着実に実施することが重要である。
- その上で、各基礎自治体の ID 管理方が一時的かつその基礎自治体内のみでの一意の ID を管理するものだとしても、それらの ID 同士が空間的あるいは時間的に「連携」していくための仕組み¹⁶を中長期的に検討するべきではないかという見方もあった。
- このような考え方及び現状に鑑みると、調達等の範囲を基礎自治体から都道府県に広げることで一意の範囲そのものを広げて行くこととともに、一定の域若しくは一時点における一意の ID 同士が相互に連携して行く仕組みづくりをすることを両輪とし、今後の ID の管理方を検討していく必要があるのではないかという「連携」への期待の声もあった。

(3) ID 以外の方策の検討の必要性

- 本協議会における意見交換では、ID は万能の解決手段ではなく、ID が振り出されれば教育委員会や学校にとって具体的な課題が自動的に解決したり、必要性や目的がおのずと達成されたりする訳ではないことについても改めて確認された。
- 例えば、自治体等内におけるデータの持ち方に関しても、就学事務システム（学齢簿編製等）は、文字コードが MJ+であるのに対して、そこから名簿情報を読み込む場合、校務支援システムや OS・各種学習系のシステムで用いられる文字セットは JISX0213 であるため、この間で文字コードの縮退が必要となる。教育分野を超えてデータの内容及び技術的な規格の標準化を進めなければ、名簿情報やデータの連携が難しいという点も指摘された。また、こうした課題は、文部科学省の所掌事務や教育行政だけでは解決しがたい状況にあることも明らかとなった。
- また、転校・進学に際しては、「指導要録」は学校教育法施行規則第 24 条第 2 ～ 3 項において、「健康診断票」は学校保健安全法施行規則第 8 条第 2 ～ 3 項において、これらを転学・進学先の校長に送付するとされている。現状、一般財団法人全国地域情報化推進協会教育情報アプリケーションユニット標準仕様に準拠した校務支援システムにおいては、データの出力・入力機能を装備することで対応している。これについて、別自治体等の設置する学校への転校・進学に際しては、基礎自治体よりも広域で一意な ID を整備することは効率化に必要なとの指摘もあるが、校務支援システムなどデータを保有しているシステムにおいて、当該データの内容及び技術的な規格を標準化するとともに、当該システム同士でやり取りするための機能開発や運用ルールの整備等を同時に実施することが必要となることも明らかとなった。

¹⁶ 例えば、空間的な「連携」は、転校した場合に、A 自治体におけるαが B 自治体におけるβと同一人物であると紐づけること、時間的な「連携」は、進学した場合に、A 小学校におけるαが B 中学校におけるβと同一人物であると紐づけることをイメージしている。

- あわせて、転校・進学に際しての指導要録や健康診断票以外の「学習履歴等」については、何をどの程度やり取りできることが必要か、またどの児童生徒にも一律に求めるかなど検証が進んでおらず、実装するとしてもデータの内容及び技術的な規格の標準化、制度や運用ルールの整備、教職員の事務負担等を考慮する必要があることを考えると、現時点でユースケースを特定することは難しく、「学習履歴等」をやり取りすることそのものの必要性に対する疑問や、逆に事務負担等の増加や非効率性に関する指摘もあった。この点、ID の管理方策とはまた別に、どのようなデータのやり取りが児童生徒の学びの視点から真に必要なことについての総合的な検討が引き続き必要である。
- ログイン ID を活用する場合でも言及したが、特に公立小・中学校間の転校・進学に際してのデータのやり取りに際しては、自治体の調達等について、基礎自治体を超える範囲で行うなど調達範囲を拡げて行くことでの解決も一案であるという指摘もあった。調達範囲を拡げて行くことで、単に転校・進学に際してのデータのやり取りに限られず、例えば、公立小・中学校に就学する児童生徒¹⁷に限定しない範囲で個人を一意に特定できる可能性もあり、より幅広いユースケース・課題解決について検討が可能となる。
- 加えて、「効果的な教育データ利活用に向けた推進方策について（令和 6 年度議論のまとめ）」（令和 7 年 2 月 20 日教育データの利活用に関する有識者会議）においては、「今後、教育のデジタル化やシステム間での連携を進め、教育データ利活用を推進するためには主体・データの真正性確保のための認証基盤が必要となると考えられる。このため、同基盤の在り方について、政府全体の方針やデジタル基盤の整備状況等を踏まえ、デジタル庁で調査研究を実施するなど、関係省庁が連携して検討を進めていくことが望ましい。転出入や進学、他分野との連携なども見据えた識別子について検討すべきとの意見もあるが、まずは認証基盤の検討の動きを見据える必要がある。いずれにしても、児童生徒に対する教育の質的向上の観点や自治体等の負担等も踏まえ、何をどこまで行うのかなどについて、関係者の理解を得ながら検討すべきものと考えられる。」とも記載されている。現状の ID の管理方策に加えて、デジタル庁で実施する調査研究の結果も踏まえた検討も中長期的に必要となることも分かった。

（４）将来的な可能性

- 今回の検討では、「1. はじめに」で既述したとおり、自治体内又は同一・異種の学校間でのデータのやり取り、特に年次更新を念頭に ID の管理方策を検討したが、学習者にとって有用なデータ利活用の検討という視点もある。学校教育の過程でデータが発生し卒業に至るまでは教育委員会や学校でデータを管理していたとしても、最終的には本人へ提供し個人へ帰属させることで、その個人の人生をより豊かにするために活用するという視点も将来的な可能性としては念頭におく必要がある。この点、例えば、マイナンバーカード（マイナンバーではなく、マイナンバーカードの電子証明書の機能を指す。）を活用した民間企業のサービスも進んでいるところである。
- また、学校教育の過程で発生したデータの第三者も含めた副次的な利用の可能性については、個人情報適切な取扱い等¹⁸を前提として、例えば、その時点では教育行政や日々の指導での利用を目的とする限りでの ID としての役割しか求められないとしても、事前にマイナンバーカードと紐づけておくことにより、将来的に学校教育を終了したあとや教育に限定されず分野横断的に個人の一意性を確保することで多様な可能性につなげることもありうる。この方法は、例えば、出生時から就学前教育、初等中等・高等教育を経て就職に至るなど特定の者を継続的に追跡調査する研究領域においても、活用の可能性が想定される。

¹⁷ 例えば、幼稚園や保育所、私立小・中学校、県立高等学校における利用、高校入試や教職員人事などにおける利用など公立小・中学校に就学する児童生徒に限定しない範囲で個人を一意に特定できることユースケースは、様々なものがあることが指摘された。

¹⁸ 個人情報の適切な取扱い等に関連しては、「教育データの利活用に係る留意事項（第 2 版）」（2024 年 3 月文部科学省）などがある。

- 一方で、マイナンバーやマイナンバーカードに対しては、国で一元的に教育データを管理するという誤解も相俟って不安感も指摘されている。
- ID の在り方に関する国際的な動向¹⁹、政府全体の方針なども踏まえ、将来的なデータ利活用については、学校教育の過程で発生したデータの二次利用、あるいは本人による副次的な利用、そしてそれに向けた環境整備も含めて、多様な可能性を想像しつつ検討していく姿勢が必要との指摘もあった。

6. まとめ

- ID 管理の必要性、現状の ID 管理方策、現状を整理した中で把握できた留意すべきこと、今後の ID 管理方策についての検討から、「個人をある域の中で一意に特定する」機能として基礎自治体内での ID 管理はいずれにしても必要である。現状を超えて全国一意の新しい教育分野の ID を振り出すこと、そして機関を設けるなどして国がその管理を行うことについては、そのために必要なコストやそれによる自治体等の負担もあることを踏まえれば、その負担等に照らして必要性・目的が相当程度に具体的であることが求められる。このため、それらがより具体化するまでは、将来を見据えて ID の管理方策を推し進めるとともに、併せて検討すべき事項が多いことも踏まえ、その他の方法も含めた解決可能性など多角的な検討が必要であると考えられる。
- ID の在り方に関する国際的な動向、政府全体の方針、将来的なデータ利活用の可能性に目を向けると、文部科学省の所掌事務や関係システムのみを想定して、現状を大きく変更する ID の在り方や今後の設計を決め切るとは、逆に将来における他分野とのデータのやり取りや初等中等教育終了後への接続、学校以外の場面での個人での利用などの可能性を狭めてしまう懸念もある。
- 中長期的なデータ連携の可能性を踏まえたデジタル行政全体のアーキテクチャ、データ連携基盤等の在り方に関する議論の行方も見据えつつ、まずは現状の課題に対応するべく、基礎自治体内において適切な ID 管理を着実に実施できるよう、国や都道府県教育委員会においても必要な取組を行うことが求められる。そのため、本まとめで整理した ID 管理方策の工夫例を自治体等に周知するとともに、把握されたその他の課題に関する取組について、将来的な方向性も見据えて可能なところから着実に進めて行くことが重要である。

¹⁹ DID (Decentralized Identifiers) などの動向を見ると、統一の中央集権的な機関において 1 つの ID を振り出し、継続的に管理していくことに対する懸念や不安も指摘されている。また、ID 振り出しに関する DID などの技術的な方策の進展の状況を見ても、現時点においてはまだ有用な実装例、先進例として思い浮かぶものがない状態であるとともに、アナログ／リアルな世界における名簿情報の更新等をデジタルの世界にどう反映していくかということなどに関する課題は並行して残ることも判明し、万能の方法や全てを解決できる技術を現時点で読むこと、決め切ることも難しいことが分かった。